

豪雨等災害復旧・復興支援対策に関する意見書

平成22年7月3日、霧島市霧島地域では、午前0時から6時にかけての6時間で324ミリ、最大時間雨量が午前4時から5時の1時間で126ミリを記録した集中豪雨等により、霧島地域を中心に甚大な被害が発生し、幹線道路である県道都城隼人線の崩落をはじめ、手籠川、郡田川、霧島川流域にも被害が生じている。

8月2日現在での霧島市の被害状況は、死者1名、耕地災害980件、林業施設災害103件、河川災害45件、道路災害105件の合計1,233件であり、現在、農地をはじめ、農道、市道、がけ崩れ等の復旧に努めているが、被災地の完全復旧には多大な時間と経費を要するものと思われる。

また、被災地域は高齢化・過疎化の進行が著しいことから、今後、農地等の耕作放棄地化が進んでいくことも考えられる。

このため、農地及び農林水産業共同利用施設の災害復旧、道路等の公共土木施設関係の復旧などについての激甚災害指定、または指定並みの措置や復興基金の創設・運営など、早期復興に向けた財政支援が必要である。

よって、政府及び鹿児島県におかれては、災害の早期復旧、新たな災害の発生防止及び被災者の生活再建のため、下記事項について万全な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興に向けた諸事業については、近年の局地的な集中豪雨の多発する状況等を鑑み、新たな制度化を含めた激甚災害の指定、または指定並みの財政支援を講ずること。

また、現行制度のもとでは対象となる事業が限られ、被災の実態に反映されない側面があることから、これを見直すとともに、個々の被災状況に着目して現行の災害復旧事業の補助率引き上げなど弾力的な措置を講ずること。

- (1) 甚大な被害を受けた農地等の災害、森林災害の復旧
- (2) 農村部における環境を保全するための農林水産業共同利用施設の復旧
- (3) 河川や道路等の公共土木施設の復旧
- (4) 新たな災害発生防止のための河川の改修・堆積土砂除去等の対策

2 災害復旧や地域経済の早期復興に向けた特別交付税措置をはじめとする十分な財政支援措置を講ずること。

3 がけ崩れ・浸水等により大きな被害が認められる個人所有の宅地・建物の復旧に対する支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 8月23日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長	横路 孝弘 殿	参議院議長	西岡 武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿	総務大臣	原口 一博 殿
財務大臣	野田 佳彦 殿	厚生労働大臣	長妻 昭 殿
農林水産大臣	山田 正彦 殿	国土交通大臣	前原 誠司 殿
環境大臣	小沢 鋭仁 殿	防災担当大臣	中井 洽 殿
鹿児島県知事	伊藤祐一郎 殿		